

## 2013年9月議会一般質問内容（要旨）

2013年9月17日

まつざき真琴

### 一回目登壇

私は、日本共産党県議団として、一般質問を行います。

#### 1. 知事の政治姿勢について

7月に行われました参議院選挙において、わが党は、改選前の3議席から8議席へと大きく躍進いたしました。消費税増税、TPP推進、原発再稼働、憲法改悪などの安倍政権の政治に対して、日本共産党は「自共対決」の旗印を掲げ、抜本的対策を示すという立場をつらぬきました。

参議院選挙の結果、自公両党で参議院の過半数を確保した安倍政権における、空前の規模での暮らしと平和、民主主義を破壊する暴走を阻止するために、わが党は、どの問題でも抜本的対策をしめしつつ、全力を尽くして奮闘する決意です。

それでは質問に入ります。まず、知事の政治姿勢についてであります。

#### ①基地をめぐる問題

安倍首相は、尖閣諸島をめぐる日中韓の緊張を引き合いにして、南西地域における情報収集、警戒監視や島嶼防衛の体制強化を行う方針を示しており、今、この鹿児島島の平和が脅かされています。

2010年の日米共同声明には普天間基地の移設先として、徳之島が明記されたままになっています。馬毛島は、米軍空母艦載機の離着陸訓練の移転先の候補地になっており、今年度気象調査などの経費が盛り込まれています。トカラ列島から、奄美群島にかけては、米軍のオスプレイの低空飛行訓練ルートが米国側から示されており、薩摩半島においては、米軍機MC130の低空飛行が日常的に目撃されています。

先月28日、徳之島空港において、空港が閉鎖になった夜7時頃、米軍のヘリが6機、事前に空港管理者である県に通告なしに着陸をしました。給油が目的の緊急の事態だと言いますが、軍隊の飛行部隊が、突然給油を必要とするような事態を招くはずはなく、明らかに徳之島空港への強行着陸を実施することを狙い、それによる行政や住民の反応を含めた情報収集が目的と思われます。

このように鹿児島県の上空を米軍機が飛び交い、県土が基地化される恐れが生じています。県民の生命、財産を守る立場の知事として、このような事態をどのように認識しておられるのか、おたずねいたします。

未だに続いている米軍機の低空飛行訓練や今回のような無断での着陸について、知事が機敏に対応し、その都度厳しく抗議を行うことで、米国側にも、米軍の横暴な振る舞いは許さないという県民の意思を示すことができ、今回のような事態を回避する力になると考えます。米軍機の低空飛行訓練や今回のような無断着陸が二度と繰り返されないよう、国や米軍に対して、知事名の文書で強く抗議していただきたい、見解を求めます。

## ②TPP交渉について

日本が初めて全日程で参加したブルネイで開かれた19回目のTPP交渉において、参加12カ国の閣僚会合は、年内妥結の決意を示した共同声明を採択しました。

TPP交渉では、徹底した自由化で多国籍企業の利益実現をめざす米国と、自国経済の利益の確保をめざす新興諸国との対立が伝えられ、年内妥結が困難に見える中、来年秋の米国中間選挙で成果をアピールしたいオバマ政権が、強引に年内妥結の共同声明を引き出したものです。

重大なのは、安倍政権が年内妥結の旗を振っていることです。閣僚会合に先立って来日したフロマン代表との会談で、菅官房長官や甘利経済財政大臣らは年内妥結を合言葉に、米国と一体で交渉を主導する姿勢を表明しました。安倍政権が国民に公約した、コメなど農産物5品目の「例外扱い」をはじめとする「国益」を主張するのなら、交渉を切り捨てる早期妥結が得策であるはずがありません。安倍政権には、「国益」を守るために、過度の自由化に対して米国に対抗する国ぐにと歩調を合わせようとする姿勢はみじんも見られません。

知事は、この間の安倍政権のTPP交渉に関する姿勢について、どのように評価しておられますか。日本の主権と鹿児島農業と地域経済を守るには、TPP交渉からの即時撤退し  
かないと考えますが、知事の見解をお聞かせください。

## ③消費税増税問題

内閣府が9日発表した2013年4～6月期の国内総生産(GDP)改定値は、実質で0.9%増となりました。安倍政権は来年4月からの消費税率引き上げに「好材料」と受け取っていますが、これまで長年にわたる景気の低迷や個人消費の冷え込みなどを考えると、景気が上昇したと言っても短期間のものであり、国民生活の実態と日本経済の現状は消費税増税に耐えられるとは到底いえません。どの世論調査でも、大多数の国民は、増税を予定通り実施することに反対しています。

消費税増税について、わが党は、来年4月からの消費税増税中止の一点で一致する全ての政党、団体、個人に共同を呼びかけています。消費税という税制の在り方、社会保障制度の在り方、財政危機打開の方策での意見の違いがあつたとしても、県内の景気動向を見たとき、4月からの実施されることになれば、せっかく持ち直しの動きがみられる県内経済は、逆戻りし、厳しい雇用情勢がさらに悪化し、県民の暮らしはより一層厳しくなり、地域経済が冷え込むことは明らかであります。知事、県民の暮らしと中小業者の経営を守る立場に立てば、少なくとも、4月からの消費税増税の実施に反対すべきと考えますが、見解を伺います。

## ④南大隅町における核関連施設の誘致問題について

次に、南大隅町における核関連施設の誘致に関連する問題について伺います。南大隅町の町長があらゆる原発関連施設の誘致を特定の民間人に一任するという委任状が存在していた問題が明らかになりました。これについて、7月29日の民放の報道番組で、去年の7月26日に東京都内のホテルのレストランで、伊藤知事がこの民間人にお会いになっているという映像が放送されました。町長が秘密裏にこのような委任状を渡していたことについて、地元の住民のみなさんは町長への怒りと不信感を募らせていますが、当然の感情だと思います。合わせて住民のみなさんは、この問題に伊藤知事がどのような形でかかわっておられた

のか、疑問を抱いておられます。知事がこの民間人に会われた経過と、そこで話された内容を明らかにしてください。改めて、南大隅町への核関連施設の誘致に対しての、知事の見解をお聞かせください。

#### ⑤上海派遣問題、「スーパーアリーナ」問題をめぐる知事の政治手法について

先の6月議会において議論された上海への県職員・民間派遣の実施については、上海の発展を本県の地域経済の振興に結びつける狙いがあるとの説明でありましたが、そうした目的を実現するためであるのなら、上海からの観光客を招くための誘客の事業や農産物、加工品などが輸出できる道をきり拓くための事業などが必要であって、航空路線は、その目的達成のための手段の一つでしかありません。今回の上海への研修派遣は、手段が目的化したものであり、税金の使い方として、大多数の県民が納得できなかったものであります。路線維持を目的としたこのような税金の使い方は今後一切行わないと表明していただきたい。お答えください。

これまで計画されていた県総合体育館の整備というのは、本県での国体開催にあたって、現在の県体育館の老朽化や競技によっては開催できないものがあるなど、現有施設での不備があるということで、整備に対する理解が得られてきたものであると考えます。これまで、総合体育館等整備検討委員会で11人の委員で2年半かけて議論し、構想が策定されましたが、今回、その構想とは、全く違った形で、突然知事が「スーパーアリーナ」なるものの整備を公表されました。知事は、「300億円くらいの極めて大きな事業であることから、じっくりと時間をかけて熟度を見ながら今後についての対応を考えたい」と発言されていますが、まずは、検討委員会の方たちに、検討がムダになったことをお詫びし、300億円もの事業費を費やす「スーパーアリーナ」と呼ばれるものが、必要であるのかどうかから検討すべきではありませんか。見解を求めます。

また、上海関係の事業については、議会にも説明がないままに突然広報され、議会が紛糾し、また、県民からの相当数の反対署名が提出されたにも関わらず事業が断行されました。また、ドルフィンポートへの総合体育館整備の関係でも、県議会にも、鹿児島市にも相談なく決定し、公表したことで、鹿児島市は、市電の延線計画をみなおすことになりました。また、ドルフィンポートへの出店業者は、いったいいつまで営業できるのか、見通しが立たない状況です。このような知事の突然の思いつきの手法で、市民県民を振り回したことを知事はどのように考えますか。このような政治姿勢は改めるべきと考えますが、見解を伺います。

#### 2. 川内原発の再稼働問題について

アメリカでは、スリーマイル島原発事故で住民が避難する事態になったことを踏まえて、避難計画なしには原発の運転が許可されないようになっていきます。しかし、日本では、福島原発事故後、避難計画をつくる自治体を原発周辺10km圏から30km圏に広げただけで、避難計画がなくても運転できることは従来通りです。

そこでお尋ねします。本県における避難計画の整備状況はどうなっていますか。

知事は、7月の記者会見において、「これらの施設等での避難計画の作成には時間がかかることから、避難計画の作成が直ちに再稼働の要件にはならない」との見解を示されました。

避難計画が未整備の状態で再稼働を認めることは、避難をするような事態が生じないと考えているのからではありませんか。つまり、事故は発生しないという新たな「安全神話」と言えるのではありませんか。知事は、これらの避難計画が未整備という状況の中で、原発再稼働についてどのように考えておられるのか、見解を伺います。

先日、IOC総会において、安倍首相は福島原発の汚染水の現状に触れ、「状況はコントロールされている」「影響は港湾内の範囲内で完全にブロックされている」などと発言しました。福島の住民からは、この発言に怒りの声が上がりました。多くの国民も。実態がそうでないことは、良くわかっています。事故発生から2年半が経過した現状でも、15万人が自宅へ戻るができない。除染もいつになったら終わるのか見通しが立たない。放射能の汚染水は溢れ続け、海への汚染が広がっている。これが現実です。

現在、九州電力から再稼働の申請が提出され、規制委員会による審査が行われておりますが、知事は、再稼働について、「国において完全性を確認」として繰り返されておりますが、国がどういう認識であろうと、実際に被害をこうむるのは現地の住民です。福島原発の事故原因の究明がなされていないなかで作られた「規制基準」で、100%安全だと言えないことは規制委員会も認めています。知事には、県民の命と環境を守る立場で、川内原発の再稼働は認められないという立場にたっていただきたい、見解を求めます。

## ●答弁

### 1、知事の政治姿勢について

#### (1) 平和をめぐる問題について

①南西諸島等の国防の現状が及ぼす県民生活への影響に対する認識について【企画部長】

県としては、我が国の安全と平和を守るためには、必要最小限の自衛力を整備するとともに、アメリカとの安全保障体制によって我が国の安全を確保することは、基本的に必要なことであると考えております。

一方、米軍の再編や訓練等により、地域住民の間に、事故の危険性の増大や騒音、治安に対する不安や懸念が生じることに對して、国は説明責任を果たすとともに、地域の方々の意向を十分に踏まえて対応する必要があると考えております。

県としては、県民の平和で豊かな暮らしと安全を守ることは、県政の基本であると考えており、こうした観点から適切に対応してまいりたいと考えております。

②米軍機の低空飛行訓練等への対応について【企画部長】

米軍機の低空飛行訓練については、これまでも、知事が自ら外務省に出向き、日米合同委員会における合意事項等の遵守を米側に強く求めるよう、国に対して要請などを行ってきたところであり、また、全国知事会を通じても同様の要請を行っているところでもあります。

県としては、米軍機の低空飛行訓練などが県民の安心・安全な生活に影響を及ぼ

すことがないよう、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

#### (2) TPP交渉について【農政部長】

TPP交渉につきましては、第19回交渉会合において、各国が協定を年内にも作り上げるという目標を共有したところであり、今後、本年中の妥結に向けて、交渉が加速していくものと考えられますが、政府においては、関税撤廃からの重要5品目の除外など、国会の決議を遵守していただきたいと考えております。

本県としましては、米やさとうきび、でん粉用さつまいも、牛肉、豚肉などの農畜産物については、従来どおり関税撤廃の除外品目として取り扱うべきであり、また、政府調達や金融サービス等についても、我が国の主張が十分に反映される必要があると考えており、このような国益が十分に担保されない場合には、交渉からの脱退も辞さないこととすべきであると考えております。

#### (3) 消費税増税について【総務部長】

消費税率の引上げを最大の柱とする社会保障・税一体改革は、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源の確保と財政の健全化を同時に達成することを目指すものであり、急速に少子高齢化が進む中で、現在の財政収支の極端なアンバランスをみると、抜本的な税制改革が必要であると考えております。

政府においては、法律どおり消費税率を来年4月に引き上げるかどうかについて、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、デフレ脱却・経済再生と財政再建の両立という道筋が確かなものか、しっかりと見極めた上で、10月上旬に最終判断するとされているところです。

現在、我が国経済は、設備投資が持ち直しつつあるとともに、個人消費も底堅く推移しており、先日公表された本年4月から6月期のGDP速報において、実質成長率は前期比年率3.8パーセント、名目成長率は前期比年率3.7パーセントと3四半期連続のプラスとなったほか、国の9月の月例経済報告においては、景気の基調判断を、「緩やかに回復しつつある」とするなど、消費税率の引上げを判断する環境は整いつつあるものと認識しております。

他方で、引上げに伴う経済への影響等が懸念されていることから、国において、今月末を目処に、成長戦略を含めた施策を経済政策パッケージとして取りまとめることとされており、こうした対策の内容も踏まえて、政府において、適切に判断されるものと考えております。

#### (4) 南大隅町における核関連施設の誘致問題について【知事】

南大隅町を含む大隅地域につきましては、従来から安心・安全な食の供給基地の形成を推進いたしますとともに、観光の振興という方向で地域の発展を図る方針を明確にしておりまして、この方針を阻害する高レベル放射性廃棄物の最終処分場等の核関連施設の設置には絶対的に反対であり、この考え方は一貫しているところ

であります。

南大隅町におきましては、現在、核関連施設の立地を拒否する条例が制定されているほか、町長におかれましても核関連施設の立地を断固拒否するとの姿勢を表明されておられますことから、いわゆる南大隅町における核関連施設の誘致問題はすでに終息したものと考えております。

大きな事業が進捗する過程におきましては、色んな立場の方がおられ、その方々とお会いするのは一つの成り行きだと考えておりますが、どの方に対しましても最初から絶対反対である旨発言をしているところであります。

#### (5) 上海線維持目的の職員・民間派遣について【企画部長】

鹿児島・上海線の搭乗率は、7月は58.8パーセント、8月が68.4パーセントと回復基調にあります。

また、経済5団体や県観光誘致促進協議会など、民間における鹿児島・上海線の利用促進に向けた取組が、9月以降具体化されつつあることや、民間団体・ビジネス出張に対する助成拡充による需要喚起により、同路線については、当面、安定的な運航に必要な搭乗率を確保できる見込みとなっており、上海線維持の観点から、多数の職員等を派遣する必要はないものと考えております。

県としては、今後とも、これまで実施してきた観光客誘致に向けた取組や、県民等に対する上海の魅力発信等、イン・アウト双方からの需要喚起に引き続き努めるとともに、航空貨物需要の喚起のための取組を着実に推進することにより、路線の維持や拡充を図ることとしたいと考えております。

#### (6) 複合施設整備に係る検討内容について【知事公室長】

鹿児島市の中央地域北部において新たな賑わい空間の形成を図るためのドルフィンポート敷地等を活用した総合的かつ多目的で集客力の高い施設の整備を提案したところでございますが、各方面から様々な意見が寄せられているところでございます。

この施設は、大規模なプロジェクトになりますので、地域や関係者の方々から十分な理解をいただくことが必要であると考えており、施設の必要性、規模、機能などその在り方について、幅広く多くの方々から意見を聞くなど、改めて検討を行うこととしております。

#### (7) 上海派遣事業などを巡る政策について【知事公室長】

急速に進展する少子高齢化や激変する金融財政状況などにより、これまでの社会システムが有効に機能しなくなりつつあり、県民の間には、将来に対する漠然とした不安感がある中、より長期の時間軸と環黄海経済圏という空間軸の中で、鹿児島の発展可能性をいかに高めるかという視点を常に持ちながら、施策の方向性を考える必要があります。

将来の本県の発展にとりましては、アジアや環黄海経済圏のエネルギーを取りこむための国際航空路線の維持、鹿児島市の中央地域北部において新たな賑わい空間の形成を図ることは、重要な課題でありますことから、今回、鹿児島・上海線維持の危機的な状況となった中での上海派遣短期特別研修事業等の実施や、ドルフィンポート敷地等への複合施設の整備の提案などを行ったところであります。

今回の上海派遣事業等につきましては、この事業の実施に加え、民間企業等からの上海派遣の動きによる需要の拡大もあいまって、当面、安定的な運航に必要な搭乗率が確保できる見込みとなるなど、事業目的はほぼ達成したものと考えております。また、複合施設の提案につきましては、各方面から様々な意見が寄せられたところであり、今後、施設の必要性、規模、機能などその在り方について、幅広く多くの方々から意見を聞くなど、改めて検討を行うこととしたところであります。

県といたしましては、今後とも、時代の変化に的確に対応しつつ、県議会や県民の皆様のご理解、御協力をいただけるよう努め、「力みなぎる・かごしま」「日本一のくらし先進県」の実現に取り組んでまいります。

## 2、川内原発再稼働問題について

### (1) 川内原子力災害に関する避難計画の作成について【危機管理局長】

川内原発から30キロ圏内の関係9市町の避難計画は、いちき串木野市で作成済みで、他市町においても現在、作成中であります。

災害時要援護者等避難支援計画は、一般災害における避難支援計画を参考に、関係9市町において、検討を進めております。

病院等が作成する避難計画は、計画作成の課題等を検討するため、関係市町及び県で構成する「医療機関等の避難計画に関する連絡会議」を設置しました。また、学校の避難計画は、作成の指針となる「学校における危機管理の手引」を作成してその活用を促すとともに、対象となる学校において避難計画作成のための学校原子力防災委員会を設置するよう、現在、体制整備に取り組んでおります。

### (2) 要援護者の避難計画作成と再稼働について【危機管理局長】

病院等の要援護者施設の避難計画は、施設の管理者が作成することになっておりますが、関係市町が作成する避難計画や避難受け入れ先との調整等が必要であり、計画作成には時間を要すると考えております。

なお、避難計画については、国においてワーキングチームが設置され、県においては連絡会議を設置したところであり、今後、関係市町と連携しながら、病院等の管理者に対して、情報提供や助言等を行い、避難計画の作成を支援してまいります。

原子力発電所については、安全性の確保が大前提であり、再稼働に当たって、まずは国が、安全性を十分に保証するとともに、公開の場で住民の方々に十分な説明を行い、理解を得ていく必要があると考えております。

### (3) 徹底した事故処理対策を行うべき中での再稼働について【知事】

九州電力川内原子力発電所1号機及び2号機につきましては、現在、原子力規制委員会におきまして、7月8日に施行された世界最高レベルの厳しさとされる新規制基準への適合性について、審査が行われているところであります。原子力発電所につきましては、安全性の確保が大前提であり、再稼働に当たりましては、まずは国が、安全性を十分に保証いたしますとともに、公開の場で住民の方々に十分な説明を行い、理解を得ていく必要があると考えております。

### 3、水俣病問題について【環境林務部長】

水俣病認定に係る本年4月の最高裁判所の判決について、国は、「認定基準は否定されておらず、認定基準を見直す考えはない」とした上で、「判決は、水俣病の認定に当たって、必要に応じて多角的・総合的な見地から検討することの重要性を指摘している」としまして、現在「総合的検討の具体化」について検討を行っていると考えております。

県といたしましては、国の検討状況を見守ってまいりたいと考えております。

### 4、生活保護費の削減問題について【保健福祉部長】

#### (1) 生活扶助基準と生存権の関係について

生活保護制度は、憲法で定める生存権を具現化するためのものであり、厚生労働大臣が定めた基準に基づき行われております。

今回の見直しについては、社会保障審議会生活保護基準部会において、一般低所得世帯の消費実態との均衡などを検証した結果を踏まえ、厚生労働大臣が、対象者の年齢、世帯人員及び居住地域の格差を是正し、さらに平成20年以降の物価の動向を反映させて決定されたものであります。

このようなことから、今回見直された生活扶助基準については、健康で文化的な最低限度の生活を保障する内容になっていると認識しております。

#### (2) 生活保護費の削減に対する国への要請について

生活保護制度は、法定受託事務であり、県・市においては、生活保護法に基づき、国が示した基準による事務処理が義務づけられています。

このため、県としましては、今回の生活扶助基準の見直しによる生活扶助費の減額の中止を国に要請することは、考えておりません。

### 5、医療費助成制度の現物給付化について【保健福祉部長】

県単三医療費助成制度につきましては、対象者の経済的負担の軽減を図るため実施しておりますが、受診される方々に受診に伴うコスト意識を持っていただくという健康保険制度の趣旨を踏まえて、「償還払い方式」を導入しております。「現物給付方式」を導入した場合、他県の導入例から医療費助成額の増嵩が見込まれます

ことや、市町村の国民健康保険に対する国庫負担金が減額されますため、県だけではなく、市町村及び国保保険者へ影響が予想されますことから、現物給付での対応につきましては、現時点では考えていないところであります。

## ●再質問

自席から知事に再質問させていただきます。

私は知事の政治姿勢として、上海派遣事業やスーパーアリーナ整備をめぐるお尋ねをいたしました。知事はお答えになりませんでした。例えば、スーパーアリーナなどの整備においても、これから検討される、県民の意見を聞いていくといわれますが、実際に体育館の整備について、検討委員会で構想を策定したものが、ひっくりかえる形になったわけです。そういう政治手法について、私は改めるべきだという立場で質問させていただきました。見解を求めます。

## ●再答弁

### 【知事】

いわゆるスーパーアリーナ、総合体育館についての見解の変化についてのお尋ねとして受け止めさせていただきたいと思いますが、総合体育館をつくる計画は従来からございまして、2020年の国体にあわせて総合体育館を整備するというのは従来からの方針でございました。ところが、その構想の過程の中において、その構想の過程の中においては、県庁東側用地において総合体育館の計画が一応決定されたわけでありまして、まずは用地の問題が発生いたしまして、用地の問題を検討する過程の中において、現在の東側の土地ではなくて、ドルフィンポートということになったわけでありまして。

そして、また、そこにつくるとなると、単なる総合体育館というわけにはいかないんでありまして、改めて、その施設の規模、内容、それから必要性、それからデザインとか、いろんな問題がございまして、それについて、あわせて検討しなければいけない立場に私どもはあります。

相当大きな多額の投資を伴いますので、将来の県民にとって耐えられる施設でなければならない。もし同じような総合体育館を単につくるのであれば、私は将来、大きな批判を招くことは必定だと思っております。そういう意味で、改めて、あそこが一番必要な施設を、そしてまた、鹿児島市の都市構造等も考えながら、どういう施設が求められるかを現在精査しているところであります。

今までにいろんな経験がございまして、どういう施設が必要であるかは、大体わかっているつもりではあります。ただ、まだまだ熟度が足りないところもありますので、幅広く意見を聞いて、今後その施設の必要性を含めた包括的な検討をするというのが、我々の立場であります。従来決まったサイトに従来決まった総合体育館を

つくる、問題がなかったかもしれませんが、しかし将来の鹿児島を考えたときに、多額の金額を使う事業としては、あまりにも効果が薄いのではないのかなと考えておりました。そうであるとする、限られた財源を有効に活用するという観点からは、改めて全体を見直した上で、施設のあり方を考えるのが我々の努めであり、そしてまた、それを皆さん方にお諮りをしながら決めなければいけないテーマであると考えております。

## ●再答弁後

スーパーアリーナをめぐる問題については、そういうふうに知事が考えられるのであれば、この総合体育館の整備については、検討委員会を設けて検討して、構想して策定したわけですから、もう一回そこに投げかけるとか、知事が公表する前にやり方があったと思います。今後そういう風に、県民の意見を聞くといわれていますが、本当に300億円もかかるスーパーアリーナが必要であるのかしっかりと県民の声をきいていただきたいと要望いたします。

## 2回目登壇

### 3. 水俣病問題について

本年4月16日、最高裁は、熊本県から水俣病の認定申請を棄却された被害者を水俣病と認める判決を下しました。判決は、認定にあたっては、医学的判断や個々の患者の原因物質の暴露歴、生活歴など「多角的、総合的な見地」からの検討が必要だとした上で、「感覚障害のみの水俣病が存在しないという科学的な実証はない」と言い切っています。

新潟県の泉田知事は、今回の最高裁判決を受けて、国の委託を受けて行っている認定審査について「今まで通りにはできない。」と発言。今後の対応については「国が示すガイドラインの枠には縛られない。具体的な手法は少し検討が必要だ。」と語り、最高裁判決の枠組みを尊重する姿勢を示しました。熊本県の蒲島知事は、「3県とも共通の基準でやるべき。」と述べたうえで、「環境省が検討を進める過程で県も積極的にかかわっていく。」としています。伊藤知事は、国の様子を見るとされていますが、国の委託事務として、知事名で県民に対して認定審査をされるのであれば、知事としても、その認定基準については、県内の水俣病被害者を救済する立場で、基準の見直しを求めるべきではありませんか。見解を求めます。

### 4. 生活保護費削減問題について

8月1日から生活保護削減が実施されました。今回削られた生活扶助費は、食費、光熱費、衣類などに充てられる生活費そのもので、生活を切り詰める貧困世帯をさらに追い詰めます。今回の基準引き下げは3年間で最大10%にも達し、戦後最大の歴史的な大改悪です。

鹿児島市に住むNさんは、64歳。39年前、幼い2人の子どもを連れて離婚し、必死で働いて子どもを育て生きてきました。両親と兄弟も亡くなり、娘は結婚のため県外に行き、

息子は28年働いた会社からリストラされ、病気になりました。Nさん自身も大病を患いして、後遺症で働くことができなくなって、初めて生活保護を受けることになりました。無理はできませんが、今はパートや新聞配達の収入と保護費で生活をしています。Nさんの手紙を読み上げます。「買物は週に1回しか行きません。今は野菜も高いので少しくらい痛んでいても、安さには変えられません。お風呂も湯船の3分の1しか入れず、残り湯は洗濯に使います。米は一度に5合炊いて8つくらいに分けて冷凍にします。おかすは昼夜同じものですませています。洋服も買いません。水道代を安くするために、雨水もためています。冷房もつけるのは簡単ですが、電気代がこわくて、我慢しています。人間には限界があります。これから保護費がまだ下がります。まるで真綿で首を絞められているようです。これ以上、さげないでください。」

このような保護費のカットが現実になされていますが、憲法第25条には、「全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められておりますが、知事は、全ての県民がこのような生存権が保障されていると思われませんか、見解を伺います。

今回の保護費のカットについては、全ての都道府県で少なくとも7600件を超えた不服審査請求が準備されていると聞きます。こうした状況を踏まえて、今回の保護費のカットについて、中止を求める立場で国に要請していただきたい、見解を伺います。

## 5. 医療費助成の現物給付について

本県においては、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費、乳幼児医療費におきまして、県単独の助成制度を設けています。

今議会に、鹿児島県身体障害者協会連合会から、陳情書が出されていますが、その中には「多くの重度障害者の方々が医療費助成の申請に不便を感じており、中には少ない年金から一旦医療費を負担し、残りて生活して困窮している方もおります。また、手続きの面でも交通手段がなく不便を感じています。」と述べ、「現物給付への制度改正をお願いいたします。」と結んでいます。

今月7日に開催された母子寡婦福祉研修大会には、知事の代理の副知事や県選出の国会議員、多数の県議会議員も出席いただきましたが、その大会で採択された「決議」には、母子寡婦の医療費助成制度について「償還払い方式」から「現物給付方式」に変えることを求めています。

鹿児島県市長会から出された県への要望書には、乳幼児医療費助成の中学校卒業までを対象にして現物給付を求めるものが含まれています。

昨日は、若い子どもたちを連れてお母さんたちが県庁にいられて、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療の助成制度を現物給付にしてほしいという、知事あての署名11,876筆が、手渡されました。

県民のこれらの要望にどう応えられるのですか。知事が言われる「子どもからお年寄りまですべての県民にとって優しく温もりのある社会」の実現のためには、これらの医療費助成は現物給付を決断するしかないと考えますが、見解を伺います。

## 6. 発達障害児の支援について

発達障害児の健やかな成長のためには、早期発見、早期療育が有効であることは、言うまでもありません。

Aさんは、2番目のお子さんが、3歳児検診の時に、保健師さんから発達の遅れがあることを告げられ、施設の一覧表を渡され、発達支援事業、療育を進められました。しかし保健師さんの話はそこまで。後の施設探しは、保護者の責任。どこが空いているのかもわからない。どこが自分の子どもに合うのかもわからない。両親共働きでしたが、休みを取りながら、何か所も施設を探して見学を行い、やっと療育が始まりました。

Bさんの場合は、同様に検診で、発達の遅れを指摘されましたが、母親がそれを受け止められず、その後のフォローもないために、そのまま療育も受けることなく、小学校高学年になって改めて、発達障害と指摘されました。

せっかく検診で発達の遅れが見つかったも、後はすべて保護者にまかされているのが現状です。療育の施設も自分で探さなければならない。発達の遅れがあるという指摘を受け止められず、混乱してどうしていいかわからない。その間に時間はすぎ、子どもは成長していきます。発達の遅れや問題を指摘すると同時に、しっかりと療育施設に結びつけるところまで、行政が相談になりながら関わってくシステムが必要です。

また、保育所においても、発達の遅れを疑われる子どもに気づいたとき、それが間違いなのか、それを保護者にどう伝えるのか、日々の保育をどうするのか、保育所は様々な悩みを抱えています。

こども総合療育センターが、待機時間が長期になっている中で、今紹介したような実際に不安を抱えている保護者や保育士などの相談にのりながら、早期の療育に結び付けていくための地域支援のシステム構築とそれを支える専門家の人材育成のために、もっと予算を確保すべきではありませんか。見解を伺います。

## 7. 県立の中高一貫教育について

肝付町の高山高校跡に、「全国発中高一貫男子校」として、「楠隼」中学・高校を平成27年4月開校予定で整備する件について具体的な教育方針、校訓、教育内容などが示されました。その中で明らかになった問題点について、質問を行います。

まず、男子校についてです。全国にも、公立の男女別学の学校は存在しますが、いずれも、明治時代の設立や戦後すぐの設立など、それなりの歴史的背景があるものです。

本県では、男女共同参画推進条例を定め、平成25年から29年までの「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定しました。その中で、緊要な課題解決に向けて重点的、集中的、部局横断的に推進すべきものを「戦略的取組」として位置づけ、その第1番目に「子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進」を掲げています。

今回の一貫校の男子校としての創設は、この基本計画との整合性が取れないのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、生徒の募集についてです。全国から生徒を募集するとされていますが、県の税金を

使って他県の生徒に対して教育を行うこととなります。このような税金の使い方について県民の理解がえられると思われませんか。見解を伺います。

また、30人学級の導入や、個室、空調完備の寄宿舎に、ランドリースタッフの配置などがされた寄宿舎の整備など、他の公立中高校との格差は、差別ではないですか。今後、他の県立学校にも30人学級を導入し、寄宿舎も個室や空調を整備するということですか、確認いたします。

中高一貫教育制度の導入に関する中教審の答申を受けた学校教育法の一部改正に関する、国会の議論の中で、「中高一貫校が受験エリート校になるのではないか」、「学校間格差を助長することになるのではないか」、「結果的に受験競争の低年齢化を招くのではないか」、などの疑問が出されました。当時の町村文部科学大臣は、「中高一貫校が受験エリート校の創設を目的とするものではない」、また、「そうならないような選抜を考えていく」と答弁しています。そして「公立中高一貫校の入学試験では学力検査を行わない」とする附帯決議が国会で採択されています。今回、中高一貫教育校として創設し、選抜に当たっては、「適性検査」という表現になっていますが、明らかに受験競争の低年齢化を招くことになると思われませんが、いかがですか、見解を求めます。

また、教育方針として、その第1に「難関大学の合格をめざす」とあります。これは、国会で否定された受験エリート校をめざし、学校間格差を助長することになるのではありませんか。「難関大学をめざす」エリートを育てる方針が、県立学校で許されるのでしょうか。見解をお聞かせください。

このような「楠隼」中学・高等学校の在り方は、高山高校の跡地につくってほしいと地元が望んでいたものとは、大きく違っていると考えますが、いかがですか。見解を伺います。

小学校卒業後、家庭や地域と切り離して、全寮制の寄宿舎で6年間。7時間授業で、寄宿舎でも学習指導員がいて、学習が強いられ、24時間、管理される。「世界や日本のリーダーを育成」とありますが、県民の税金を投入していったい、どんな教育をめざし、どのような人間を育てようとしているのか、お答えください。

## ●答弁

### 3、水俣病問題について【環境林務部長】

水俣病認定に係る本年4月の最高裁判所の判決について、国は、「認定基準は否定されておらず、認定基準を見直す考えはない」とした上で、「判決は、水俣病の認定に当たって、必要に応じて多角的・総合的な見地から検討することの重要性を指摘している」としまして、現在「総合的検討の具体化」について検討を行っている」と聞いております。

県といたしましては、国の検討状況を見守ってまいりたいと考えております。

### 4、生活保護費の削減問題について【保健福祉部長】

### (1) 生活扶助基準と生存権の関係について

生活保護制度は、憲法で定める生存権を具現化するためのものであり、厚生労働大臣が定めた基準に基づき行われております。

今回の見直しについては、社会保障審議会生活保護基準部会において、一般低所得世帯の消費実態との均衡などを検証した結果を踏まえ、厚生労働大臣が、対象者の年齢、世帯人員及び居住地域の格差を是正し、さらに平成20年以降の物価の動向を反映させて決定されたものであります。

このようなことから、今回見直された生活扶助基準については、健康で文化的な最低限度の生活を保障する内容になっていると認識しております。

### (2) 生活保護費の削減に対する国への要請について

生活保護制度は、法定受託事務であり、県・市においては、生活保護法に基づき、国が示した基準による事務処理が義務づけられています。

このため、県としましては、今回の生活扶助基準の見直しによる生活扶助費の減額の中止を国に要請することは、考えておりません。

## 5、医療費助成制度の現物給付化について【保健福祉部長】

県単三医療費助成制度につきましては、対象者の経済的負担の軽減を図るため実施しておりますが、受診される方々に受診に伴うコスト意識を持っていただくという健康保険制度の趣旨を踏まえて、「償還払い方式」を導入しております。「現物給付方式」を導入した場合、他県の導入例から医療費助成額の増嵩が見込まれますことや、市町村の国民健康保険に対する国庫負担金が減額されますため、県だけではなく、市町村及び国保保険者へ影響が予想されますことから、現物給付での対応につきましては、現時点では考えていないところであります。

## 6、発達障害者の支援について【保健福祉部長】

発達障害児の早期把握・早期療育が重要であることから、市町村における乳幼児健診の問診項目の見直しを行い、健診後、要観察児の受け皿となる親子教室等へつなぎ、そこでの療育の取組を促進し、身近な地域において療育を受けられる体制の構築に向けて取り組んでおります。

また、こども総合療育センターでは、保育所等の職員を対象とした研修の実施や、心理士などの職員を地域療育の現場に派遣し、療育関係者のスキルの向上を図りますとともに、今年度からは、療育関係者への技術的支援等を行う相談支援専門員を養成することとしております。

県としましては、今後とも、必要な予算の確保に努めながら、地域療育支援体制の構築や人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

## 7、県立中高一貫教育校について【教育長】

### (1) 男女共同参画との整合について

第2次鹿児島県男女共同参画基本計画の戦略的取組に「子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進」が記載されておりますが、これは、県民意識調査において、約半数の人が、今後の取組として、「子どもの頃から、男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる」と回答していることから設けられたものと理解しており、各学校における学習活動の取組について規定しているものであります。

楠隼中学校・高等学校においても、教職員の研修に取り組むとともに、生徒に対しても家庭や保健体育、道徳、特別活動等の年間計画に男女平等や男女共同参画の理解を深めるための学習を位置付け、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

### (2) 生徒募集と30人学級の導入及び施設整備について

中高一貫校の生徒募集については、「大隅地域の公立高校の在り方検討委員会」のとりまとめにおいて、大隅地域振興の観点と少子化の中、継続的な生徒確保の観点から、県内外から生徒を募集することとしたところであります。

県外からの生徒の受け入れについては、楠隼で青春時代の6年間を過ごし、お互いに切磋琢磨した人材が、日本や世界に広がり、ネットワークをつくることは、本県の生徒にとっても、また本県や大隅地域の活性化にとっても意義があると考えております。

また、楠隼の施設や教育内容については、全寮制のもと中学校段階から学校、寮で生活することと、心身の発達段階等を踏まえ、健康な生活を送れるように安心・安全な住環境と学習環境を整備する必要があると考えたところです。また、これまで、県教委には、新設校に反対する声はこれまでのところほとんど寄せられておらず、校名募集にも過去最多の8、378件の応募があり、関心も高いことから、県民の一定の理解を得られているものと考えております。

楠隼の30人学級については、全寮制の寮の収容力、県内外から生徒が集まること、周辺の学校への影響、学校や寮での相談体制、人間関係が固定化しないようクラス替えを可能にすることなど、総合的な判断から導入したものであり、他の県立学校への波及については、国が定める標準法の教員定数との関係から、考えていないところです。

また、寄宿舎等の施設・設備整備については、今後、各学校の状況等を踏まえて、その必要性を個別に検討してまいりたいと考えております。

## ●再質問

### 【医療費助成について】

医療費助成の現物給付について、保健福祉部長が答弁されましたが、知事にお尋ねします。

知事は、300億円のスーパーアリーナは簡単に提案されましたが、県民が切実に願っている医療費助成の現物給付には背を向けておられます。できない理由を部長がいろいろ言われますが、同じ条件にある多くの県は現物給付を実施しており、やらないための言い訳でしかありません。医療費助成の現物給付は、子どもたちや障害者の命と健康を守るものです。なぜ、ここまで現物給付を拒まれるのか、どこか、だれかに遠慮されているのか、明らかにしてください。

#### 【県立中高一貫男子校について】

教育長に再質問させていただきます。県立中高一貫校についての答弁をいただきましたけど、難関大学の受験、エリートを育てるわけではないと、あらゆる大学の受験に備えるということとおっしゃいましたが、明らかに30人学級をここでは導入し、他の県立高校にはひろげないといわれました。また夜寄宿舍では、学習指導員を別途配置する、また夜も勉強できるように寄宿舍にはランドリースタッフ配置するといわれています。これは明らかに差別ではないでしょうか。もう一度見解をお尋ねします。

## ●再答弁

#### 【知事】

お説はよく分かるのですが、全体の財源構成をどうするかという問題があります。したがって、今後我々が念頭に置かなければいけないのは、ある施策を講ずるときに、その全体の財源をどういう形で確保するかということです。一般的にはペイアズユーマイゴーという言葉で言われるのでありますが、新しい施策をやるときには従来やっていた施策を何らかの形で見直すことによって、そこから財源を生み出すという考え方があります。一律的に社会保障の経費を延ばし続けることは難しいかと思しますので、今後その社会保障経費の財源をどういう形で構成するかという観点も忘れてはならないテーマだと考えております。

医療費の助成の現物給付化については、従来からずっとお尋ねがございましたが、これを現物給付化するとき、突然に伸びる医療費について十分に耐えられるかどうか、まだ検証がすすんでおりません。大きな金額にもなりますので、その部分をこの3分野に注入するのか、それとも他の福祉医療の分野における財源としてその部分を使うのか、それは一つの選択ではありますが、まだ一気に現物給付化というところには私どもは進んでいないわけでもあります。

ただ、全国的には現物給付化が相当進んでおりますが、現物給付化するとともに、医療の全体の制限、給付対象者の制限とか所得制限とか、そういうのをやる方法もあるわけですので、そこらを含めて、今後総合的に検討して参りたいと考えております。

#### 【教育庁】

難関大学を目指すとの表現でございますが、私どもは難関大学への道を拓く中高7限授業という表現をしており、保護者の期待等にしっかり応えたい、児童生徒の期待にしっかり応えたいということ表現したものであります。また、大隅の高山という立地で、中高一貫教育校として生徒が集まる学校、安心して子どもを育てられる学校、しっかりとした実績を作り上げられる学校、といったことを考えながら教育内容等について検討をしてまいりました。

その中で、30人学級については、先程もご説明申し上げたが、6年間を通じて、しっかりした寮の中、あるいは学校生活を通じて、安全な生活・学習、そういったことができる環境として、また、周辺の学校への影響、あるいは人間関係が固定しないような環境といったことを考えながら、30人学級ということを経験的に決定したところであります。これは他の県立学校の状況とは少し異なるものと考えており、国が定める標準法の教員定数との関係から、他の県立学校への波及は考えていないところです。

その他の施設設備等々については、各学校の状況等を踏まえながら、必要性について個別に検討しながら対応してまいりたいと考えております。

### (3) 受験競争の低年齢化について

公立中高一貫教育校の中学入学者選抜に当たっては、学力検査は行わず、学校の理念や特色に応じて、多様で柔軟な方法を組み合わせることが国会で決議されており、全国の全ての公立中高一貫教育校が適性検査や作文、面接等を組み合わせた選抜を採用しております。

楠隼中学校においても、寮生活や特色ある教育活動など、学校の特色に基づいて生徒を選抜するため、適1生検査、作文、面接を実施するとし、コミュニケーション能力や創造力、表現力をみることとしております。

このことが、受験競争の低年齢化に繋がることのないよう、その内容について十分に工夫と配慮をしたいと考えております。

### (4) 県立中高一貫教育校の教育方針について

楠隼中学校・高等学校は、豊かな人間性やリーダーとしての資質を育成するため、6年間を通じて、学校と寮での全人教育を行うこととしております。校訓も、「大志・叡智・至誠」とし、自己の確立、好学の気風、利他の精神を理念として掲げ、自分の目標を持ちながら、学業に努め、他者や社会に尽くしてゆく人間づくりに取り組むこととしており、受験準備に偏した教育を行う方針は持っていないところです。

ご指摘の「難関大学への道を拓く中高7限授業による学習指導」という記載については、全寮制により通学時間が生じない利点を生かして一日7限授業を行うこととともに、一人一人が様々な分野で活躍できるよう、どのような進路希望にもしっかり応えられる学習指導を行うことを表現したものであります。

#### (5) 地元が望んでいた学校について

県立中高一貫教育校の設置については、「在り方検討委員会」において、肝付地区検討会の提案をもとに検討が行われ、「肝付地区については、中高6力年の教育が行える併設型中高一貫教育校を導入し、県内外の生徒を集めて魅力ある高校づくりに取り組むべきである」との「とりまとめ」がなされたところです。

この「とりまとめ」を踏まえ、これまで地元町や学校関係者とも十分協議を重ねながら、開校の時期、学校のコンセプト、校名、教育内容や施設について、県教委としての方針を固めてきたところであります。今回、公表した教育内容等についても、地元から歓迎する声をいただいております。今後、安心・安全な地元食材の供給をはじめ、ホームステイの受け入れなど、地元町から全面的に協力したい旨の申し出をいただいているところです。

#### (6) 県立中高一貫教育校の教育について

楠隼中学校・高等学校においては、6年間の教育活動を展開し、学校と寮での仲間との切磋琢磨を通じて、校名の「楠」のように大地に根付いた揺るぎない人間性を持ち、「隼」のように遙か遠くを見通せる人作りを目指す全人教育を行うこととしております。

全寮制である特徴を生かして、寮では、自分たちで決めたまきまりや行事を主体的に運用してゆく自治組織を育成し、異年齢集団での共同生活を通じて基本的な生活習慣を身につけ、志のある豊かな人間性を育むこととしております。

また、学校では、農業・漁業民泊体験やホームステイでの地域住民との触れ合い、県内各地を訪問する自主研修など、学校外での活動を行うとともに、「ことば探究」や課題解決型の学習を展開することで、将来の社会や人生を見通し、自分の目標を持ち、他者のために貢献できるリーダーとしての資質を育てる教育を行ってまいりたいと考えております。

### 【まとめ】

それぞれご答弁いただきました。医療費の現物給付については、知事が繰り返される、すべての県民にとってやさしく、ぬくもりのある社会の実現のためには、まずは現物給付を決定していただきたい。そして、財源の確保について検討していただきたい。強く要望いたします。県立中高一貫男子校については、ほんとに地域や家庭から中学卒業して、分離して切り離してどのような子どもが育っていくのか、大変心配するものです。30人学級を実施するというのであれば、これを全体の県下の県立高校にもひろげていただきたい。強く要望いたします。

あらゆる分野で、これから安倍政権による平和と民主主義を破壊する暴走政治が強まっていく、そういうときだからこそ、地方は、住民の願いに寄り添い、その命と暮らしを守る施

策のために力をつくすべきです。

私は、県民の声を代弁し、県民の暮らしや福祉最優先の県政の実現のために、これからも全力を尽くして奮闘する決意を申しあげ、一般質問を終わります。